

2月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和4年2月21日（月）
開催時間	午前10時00分
開催場所	市役所本館8階 第2委員会室
出席委員	中山 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 藤井 委員
出席職員	小山教育監・式教育政策課長・黒井学校教育推進課長・光岡人権教育課長・谷桂青少年会館長・岸安中青少年会館長

【中山教育長】 それでは、2月定例教育委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会は、大阪府のまん延防止等重点措置が延長されましたので、3密状況を避けるということで、平時の委員会と異なり一部出席者の入退室を途中行いますことを事前にお伝えしておきます。

それから、本日は岩井委員から欠席届が出ております。

本日の会議録署名委員に、藤井委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

なお、事務局田中副教育長も本日欠席させていただいております。よろしくお願いいたします。

【中山教育長】 では、1月定例教育委員会会議録の承認について審議いたします。

委員の皆様、これにつきまして何か質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、1月定例会会議録について承認と決しました。

【中山教育長】 次に、教育長及び教育委員の報告に移ります。

まず、教育長報告ですけれども、お手元配付の資料のとおりでございますのでご確認ください。

（教育長報告）

1月21日（金）	定例教育委員会 第40回八尾市危機管理対策本部会議
1月24日（月）	学校訪問（刑部小学校・西山本小学校・曙川東小学校） 令和3年度大阪府市町村教育委員会研修会（オンライン開催）

1月27日(木)	学校訪問(八尾小学校) 新入社員を励ます集い第58回結果報告並びに第59回打ち合わせ会 臨時校長会
1月28日(金)	令和3年度中核市教育長会第2回総会(web会議)
2月2日(水)	部長会
2月3日(木)	臨時教育委員会
2月7日(月)	第2回中河内地区人事協議会
2月8日(火)	学校訪問(龍華小学校)
2月9日(水)	学校訪問(曙川小学校・南山本小学校)
2月14日(月)	第2回八尾市史編纂委員会(書面開催)
2月15日(火)	臨時教育委員会 定例教育委員協議会
2月18日(金)	3月市議会定例会本会議(第1日)
2月19日(土)	八尾市小学校なわとび名人検定開会式

【中山教育長】 この間、学校訪問も幾つかさせていただきました。オミクロン株による学級閉鎖等々もあり、どの学校も大変な中で今日までできていますが、先週半ばぐらいから人数的には下降している状況です。

1月24日(月)の令和3年度大阪府市町村教育委員会研修会につきましては、委員の皆様、ご参加、あるいは後々のオンデマンドで見ていただいたりしていますので、この件に関してまたご意見いただけたらと思います。

また、2月19日(土)の八尾市小学校なわとび名人検定ですが、いつもよりも人数は絞った開催とはなりましたが、5年生と6年生の子どもたちが1年間頑張ったなわとびを練習した成果を発揮できたことは本当に良かったと思います。子どもたち、大変頑張ってくれていました。

【中山教育長】 それでは、委員の皆様からこの間の活動等々ありましたら、ご報告いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

【村本教育長職務代理者】 令和3年度大阪府市町村教育委員会の研修会が1月24日(月)14時30分から16時30分まで、新型コロナウイルス急拡大のためzoomを使用してオンラインで開催されました。

「これからの先生に必要な力～ICT活用のその先へ～」と題しまして、立命館小学校教諭の正頭英和氏の講演がありました。教員経験のない私には難しい話でしたが、中でもICT教育は世界の中で遅れていると言われていたとおっしゃっていました。現在は、新型コロナウイルス急拡大のためハードの普及を進め、世界第2位になったということです。日本のICT教育もこれからは正念場だと思いました。

それから、本市でも大変問題になっておりますいじめについてですが、考え方の一つとして、一方的にやめろ、やめろと言ってもなかなかなくなるので、いじめに目が向かないように、よりおもしろいこと、楽しいことを見つけてあげることが大事なので

はないかということもおっしゃっておられました。いろいろ考える余地があるのではないかと感じながら講演を聴かせていただきました。

以上です。

【中山教育長】 他の委員の皆様、ご報告があればお願いします。

【藤井委員】 私も同じ研修をオンラインで受けさせていただきました。

今、村本教育長職務代理者がおっしゃったことに加えて、特に私が印象深かったのは、子どもたちに何を教えるかではなくて何を教えないかが大事なのだという言葉でした。確かに、いろいろなことを伝えてあげなくてはと思ってあれこれと先回りして伝えてしまいがちです。家庭においてもそうなのですが、子どもは勝手に学んでいくので、大事なのは、大人が材料を提示し、それを自由に使えるようにしてあげることなのだというのが非常に印象的で、そういった意味合いからICT教育のことを考えると本当に幅が広がるのではないかと思います。

私は、特にインターネット等を通じてでは、実体験という経験が乏しくなるのではないかと心配をしていたのですが、正頭先生がおっしゃるには、逆にそれらの利点を活かして、学校の外に飛び出して自分たちで考える道具として使うということを非常に上手に行っておられるのに感心をいたしました。大変勉強になりました。

以上です。

【中山教育長】 水野委員、いかがですか。

【水野委員】 1月24日(月)の当日、どうしても都合がつきませんでしたので、後日、YouTubeの限定公開で聴講いたしました。

まさしく正頭先生がインターネット、ICTというのは場所と時間を超えるんだとおっしゃっていましたが、それを聞きながら、以前はそういうことは絶対にできなかったわけですが、私も場所と時間を超えているなどと思いながら聴いておりました。

他の委員の皆様のご発言と重なる部分は割愛いたしますが、グローバル・ティーチャー・プライズという世界のベストティーチャー10人に選ばれたという経歴をお持ちということで、非常に歯切れのいいお話でほとんど飽きずに引き込まれていきました。

やっておられることは素晴らしくて、これを公教育でどこまでというところも当然感じました。ただ、ICTを導入することによって、子どもが楽しんでやることをどう提示していくかということが話の流れなのですが、教師についてもICTを活用して、PBL、これは結構有名な概念でプロジェクト・ベースド・ラーニングのことですが、プロジェクト型の学習を楽しんでやれるようになればいいかなと思っています。

というのは、ICTで授業をしようと思ったり企画をやろうと思ったら、焦点化したり、構造化したりとポイントを絞って教えないと通じにくいんですね。ですから、そういうことも含めて先生方の新たな力量形成になるのかなと思いました。

それは、私も2年間オンラインの授業をさせていただいて、本当にその辺り痛感いたしました。マクドナルドに行って実際に注文してみるみたいなことを英語でできたらすごく

いいですし、例えば、米国で注文したときに、店員が全員いわゆるネイティブではなく、移民の方や外国の方が働いておられたりするので、色々な英語に触れていくということもある意味とても刺激的ですので、やはりICTというのは進んでいくべきだと思いました。以上です。

【中山教育長】 委員の皆様、ありがとうございます。

ただいまの報告について、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに報告がないようでしたら、次に進ませていただきたいと思います。

{議案審議}

【中山教育長】 それでは、議案審議に入らせていただきます。

まず、議案第3号「八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則制定の件」及び、議案第4号「小規模特認校の指定の件」について、一括で審議いたします。

提案理由を、式教育政策課長、黒井学校教育推進課長より説明願います。

【黒井学校教育推進課長】 それでは、ただいま議題となりました、議案第3号「八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則制定の件」についてご説明させていただきます。

本件は、八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則を制定するにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、小規模特認校制度の導入及び指定校変更の弾力的な運用を令和5年4月から開始するに当たり、就学に関する規定を整備する必要があるため、本案を提出するものです。

議案書の「八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則」をご覧ください。

規定する規則でございますが、現行の「八尾市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する要綱」に規定するもののうち、基本的な事項を規則にして整備し、令和5年度の小中学校入学時から適用を開始する「小規模特認校制度」及び「指定校変更の弾力的な運用」に係る規定を第6条の「就学指定校の変更の要件」に追加するものです。

規則に規定する基本的な事項といたしましては、第1条から第5条において「趣旨」、「学齢簿の現住所」、「通学区域」、「学校の指定」、「就学通知書及び入学通知書」を規定し、第6条の「就学指定校の変更の要件」に、従来行ってまいりました第1号から第7号の規定に追加する形で、第8号に「現住所を基準として就学指定校よりも通学距離が短い小学校に就学を希望する場合」を、第9号に「現住所に隣接する通学区域の中学校に就学を希望する場合」を、第10号に「教育委員会が別に定める小規模特認校に就学を希望する場合」をそれぞれ規定するものです。

そして、第7条から第9条において「区域外就学」、「許可の取消し等」、「委任」について規定するものです。

別表につきましては、中学校区単位で表を整理するとともに、通学区域につきましては「丁目」までの記載としています。

また、通学区域及び就学すべき学校の指定等の実施に関し、詳細については別に定める要綱に委任するものです。

なお、施行につきましては、令和4年4月1日から施行するものとし、ただし、第6条第1項第8号から第10号までの規定につきましては、令和5年度以降に市立学校に就学しようとする就学予定者から適用することから、令和5年4月1日から施行するものです。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 続きまして、議案第4号を説明願います。

【式教育政策課長】 それでは、続きまして、ただいま議題となりました、議案第4号「小規模特認校の指定の件」についてご説明させていただきます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第14号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、学校規模の小規模化に歯止めをかけ、魅力ある学校づくりを推進しながら、当該学校や地域の活性化等に繋げていくため、特色ある学校づくりに向けた取組みを進めてきた学校を小規模特認校に指定するにつき、本案を提出するものです。

議案書の「小規模特認校の指定について」をご覧ください。

令和5年度から小規模特認校制度を導入するに当たり、小規模特認校に指定する学校は、八尾市立桂小学校、北山本小学校、桂中学校及び高安小中学校です。

次に、これらの学校を小規模特認校に指定する理由でございますが、平成22年7月の八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申において、小規模対策の方策の一つとして小規模特認校制度が示されたところであります。

これを受け、学校規模の小規模化に歯止めをかけ、魅力ある学校づくりを推進しながら、学校や地域の活性化などに繋げていくため、令和元年度より、学習指導要領によらない教育課程の編成（教育課程特例校）や義務教育学校を設置するなど、小規模特認校制度の導入を見据え、より魅力ある、特色ある学校づくりに向けた取組みを進めてきた桂中学校区の3校と高安小中学校の計4校を小規模特認校に指定するものでございます。

次に、小規模特認校の指定は、令和5年4月1日とするものです。

なお、申請時期は原則、小中学校入学時、義務教育学校の場合は、入学・進級時のみであること等、小規模特認校制度について必要な事項は、八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則等で定め、小規模特認校としての児童生徒の受け入れは、令和5年度の小中学校入学時から開始するものとしたします。

以上、甚だ簡単な説明であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【中山教育長】 この間、ずっと教育委員の皆様とは協議してきた内容であり、また、先月の定例教育委員会でも最終説明等々もさせていただきました。今の提案について、委員の皆様、何か質疑等ありましたらよろしくお願いします。

【村本教育長職務代理者】 それでは、お伺いします。

規則第6条の第1号から第7号は、従来から行ってきた指定校変更と区域外就学ということですが、毎年、この指定校変更及び区域外就学は何件くらいの申請があって許可されているのか、参考に教えていただけますでしょうか。

【黒井学校教育推進課長】 ただいまのご質問ですが、令和2年度の申請件数に対して許可した実績は、合計で262件となっております。

【中山教育長】 もう既に今までの規定において262件は許可してきているという状況です。よろしいでしょうか。

【村本教育長職務代理者】 ありがとうございます。

【中山教育長】 他の委員の皆様、いかがですか。

【水野委員】 規則第6条第3項に、「教育委員会は前項の申立てがあった場合、第1項に掲げる要件のいずれかに相当すると認めるときは、就学指定校の変更を許可することができる」とありますが、これまでの教育委員会議の中では、指定校変更の弾力的な運用については、希望者が受入れ人数枠を超えた場合に抽選を行うという説明もありました。そこで確認ですが、規則第6条第1号から第10号による就学すべき学校の変更の申立てがあった場合、どのように決定されるのかお尋ねします。

【黒井学校教育推進課長】 先ほどの村本職務代理からの質問について補足させていただきますと、262件のうちの約半分100件近くが様々な事情があって住民票を移せないケースです。居住地は八尾市の通学している校区にあるんですが、様々な事情があって住民票を元々の居住地に残したまま八尾に移ってきたり、同じく、八尾市内の中でもそういった状況での移動があって、住民票が違う校区にありますので、指定校変更であったり区域外就学という手続をしていただいております。

それから、水野委員からのご質問ですが、規則第6条の第1号から第7号については、これは従前からあった要件でありまして、これまでも1ケースごとに協議を行いまして、要件に当てはまる場合については人数制限と関係なく許可をするという形をとってまいりました。これについては、今後も変わりなく運用をしていく形になります。

次に、今回新たに追加する第8号から第10号のうち、第8号と第9号については、各学校の受け入れ可能人数等を上回って申請があった場合については、公開抽選を行い決定をしていく予定としております。

また、第 10 号については、申請時に希望される小規模特認校の教育方針等に同意いただけるか等を確認の上、申請を受け付け、決定をしていくということで考えております。以上でございます。

【水野委員】 今までも本当に丁寧に保護者や児童生徒に説明をしていただいていると思いますが、従来の指定校変更と、令和 5 年度からスタートする第 8 号～第 10 号の弾力的な運用については、今後も混乱のないように制度の趣旨や違い等、これまで以上に丁寧な説明をしていただきたいと思いますので、ぜひ、その点、よろしくお願いいたします。

【中山教育長】 他に質疑等ございませんか。

【藤井委員】 小規模特認校を導入されている他の自治体では、申請にあたり、特認校の教育活動に賛同することや保護者の責任において通学させること等、「就学条件」というものを定められているかと思いますが、八尾市においてもそうした「就学条件」というのは、この規則ではなく、別のところで定められることになるのでしょうか。

もし、定められるということであれば、その内容についても教えていただければと思います。

【式教育政策課長】 ただいまのご質問ですが、この小規模特認校制度実施に関して、必要な事項の詳細につきましては、実施要綱というものを策定する予定としております。その中で、今、ご質問がございました就学条件ということも規定することになってまいります。

その内容ですが、八尾市内に住所を有していて、市内の小学校か義務教育学校前期課程に翌年度に就学を予定している方、現在、就学中の第 6 学年の児童の保護者であることがまず 1 つ目、小規模特認校の教育活動などに理解、賛同いただいた上で協力していただけるというところが 2 つ目、保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させることというところが 3 つ目、転出その他やむを得ない事情がある場合を除いて、原則として卒業までの間通学をしていただくことになるというところが 4 つ目、その他、教育委員会や当該学校の指示に従っていただくといったところを就学条件という形で規定する予定となっております。

概ね、他の自治体におきましても、こういった内容で、特に学校の教育活動に賛同いただくとか協力いただくといったところにつきましては必ず入っているものかなと思っております。

こういった内容について、全て満たしていただいた上で申請をいただくということを想定しているところです。

【中山教育長】 本日、この議案につきまして議決をいただいた後に、要綱等々を整えていくということになりますので、よろしくお願い致します。

【水野委員】 小規模特認校についてですが、特色のある学校づくりを推進していくとい

うことですが、新たな取組みということで、やはり学校の負担もかなり増えていくと思います。まだまだこのコロナの状況も続いていくでしょうし、先生方の負担というのは本当に大きいものがありますが、教育委員会としての支援ということで何か考えておられることがあれば教えていただけますか。

【黒井学校教育推進課長】 令和5年度から円滑な実施に向けてということで、今、水野委員がおっしゃっていただいたとおり、令和4年度中に小規模特認校制度を導入する各学校においては様々な準備等が発生してきます。今年度までにやってきていることもあるんですが、いよいよ令和5年度を迎えるに当たっては最初の年度になりますので、令和4年度中については学校の負担も一定増える形になるのかなと予想しております。

これまでと同様に、教育委員会として学校の取組みについて相談に乗ったり、指導助言をしたりということは引き続きやっていくのですけれども、それに加えて、令和4年度については、同校区について市単費のコーディネーターを配置すべく予算要望をしている状況でございます。

【水野委員】 そのコーディネーターの先生が、カリキュラムマネジメントのコーディネーター等様々な連絡調整に当たっていただけるということですね。

【黒井学校教育推進課長】 はい、そのとおりでございます。

【中山教育長】 他にはよろしいでしょうか。

【藤井委員】 制度の周知についてですが、できるだけ早い時期に分かりやすく保護者や市民の皆様へ届ける必要があると思います。そこでお尋ねしますが、令和4年度に予定されている制度の周知については、いつ頃から、どのような形で行われるのかということを実時点でお話しいただける範囲で教えていただけますでしょうか。

【中山教育長】 どう保護者の方々に周知し理解していただくかという点については、我々、そこをしっかりとしていきたいと思いますが、事務局、お願いします。

【式教育政策課長】 制度の周知に関してですが、今回議決をいただきましたら、翌年度に周知も含めた取組みを進めていくこととなります。4月から5月頃に、就学に関する制度のお知らせといったものをホームページに掲載していく他、市内の就学前施設や市立学校を通じて保護者宛てに配付をさせていただく予定にしております。

また、小規模特認校につきましては、6月から7月頃に説明会や見学会といったものを開催する予定で準備を進めていきたいと考えておりました、その際に学校の特色など記載したリーフレットもお配りをしていきたいと考えております。

9月頃には、今回、この制度を適用いたします令和5年4月に小学校新1年生及び中学校新1年生となる子どもたちの保護者の皆様に向けて、就学前の施設や市立学校を通じて詳細な手続等を掲載した新入学に関する案内といったものを配付をさせていただこうと考

えております。その他にも、様々機会を通じて広く制度を周知していきたいと考えているところでございます。

【中山教育長】 藤井委員、よろしいでしょうか。

小規模特認校については肅々とコーディネーター等も配置してやっていくことになりませんが、この指定校変更の弾力的な運用に関しては、八尾市内どこでも行けるといったイメージをもっておられる方がおられますが、そうではなく、我々はあくまでも今までやってきた指定校の変更の部分にプラスアルファする形で、本当に学校が目の前に見えているのにそこに通えないとか、そういう辺りの弾力的な運用をめざしているのもあって、本当にどこにでも自由に行けるという制度ではないということはしっかり説明していきたいと思っています。

委員の皆様、他に質疑等ございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第3号、第4号につきまして、原案どおり一括して可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。

よって、議案第3号「八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則制定の件」及び議案第4号「小規模特認校の指定の件」について、いずれも原案どおり可決いたしました。

それでは、次に、議案第5号「八尾市立青少年会館処務規則制定の件」、議案第6号「八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件」について、一括で審議させていただきます。

提案理由を、岸安中青少年会館長より説明願います。

【岸安中青少年会館長】 それでは、ただいま議題となりました議案第5号「八尾市立青少年会館処務規則制定の件」及び議案第6号「八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件」につきまして、ご説明させていただきます。

本件は、規則の制定及び規程の一部を改正するにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、八尾市立青少年会館の事務分掌及び事務処理について必要な事項を定めるため規則を制定し、それに伴い規程の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の「八尾市立青少年会館処務規則」をご覧ください。

第1条では、「趣旨」といたしまして、八尾市立青少年会館の事務分掌及び事務処理について必要な事項を定める旨を規定しております。

次に、第2条では「職員」といたしまして、館長を置き、その他の職員として館長補佐、主幹、係長、主査、指導主事または社会教育主事を置くことができる旨を規定しておりま

す。

次に、第3条では「職務」として、職員の職務について規定しております。

次に、第4条では、「事務分掌」として、第1号では青少年の自主的、民主的、組織的な学習活動、文化活動及び体育レクリエーション活動の促進指導に関する事、第2号では青少年の講座、生活相談及び指導に関する事、第3号では、児童の健全な育成を図るための児童厚生施設活動に関する事、第4号では、関係諸団体との連絡協調及び指導助言に関する事、第5号では、会館の維持管理及び運営に関する事、第6号では、会館の使用許可に関する事、第7号では、その他教育委員会が必要と認める事業について、それぞれ規定しております。

次に、第5条では「専決事項」として、八尾市教育委員会事務局事務処理規程第19条に規定するもののほか、館長の専決事項を規定しております。

なお、附則におきまして、この規則の施行期日を令和4年4月1日と規定するとともに、八尾市立青少年会館条例施行規則の一部改正を規定しております。

恐れ入りますが、八尾市立青少年会館条例施行規則の一部改正新旧対照表をご覧ください。

改正する内容といたしまして、第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条から第17条までを2条ずつ繰り上げるものでございます。

次に、議案第6号につきまして、恐れ入りますが、八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正新旧対照表をご覧ください。

改正する内容といたしまして、八尾市立青少年会館処務規則を制定するに伴い、第2条第18号中「八尾市立青少年会館条例施行規則（昭和50年八尾市教育委員会規則第7号。以下「青少年会館条例施行規則」という。）」を「八尾市立青少年会館処務規則（令和4年八尾市教育委員会規則第 号。以下「青少年会館処務規則」という。）」に改め、第19号から第21号中「青少年会館条例施行規則」を「青少年会館処務規則」に改めるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【中山教育長】 青少年会館の事務処理等々について円滑に進めていくための規則制定及び改正ということになっています。

委員の皆様、質疑等ございませんか。よろしいですか。

それでは質疑がないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第5号、第6号につきまして、一括して原案通り可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。

よって、議案第5号「八尾市立青少年会館処務規則制定の件」及び議案第6号「八尾市教育委員会事務局事務処理規程の一部改正の件」について、いずれも原案どおり可決いた

しました。

{報告事項}

【中山教育長】 それでは、報告事項に移らせていただきます。報告事項「いじめの重大事態事案への対応について」につきましては、八尾市個人情報保護条例第 14 条第 1 号の当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるため、公開可能な時期がくるまでは非公開とすべき内容となりますので、この報告につきましては非公開といたします。委員の皆様よろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【中山教育長】 全委員異議なしと認めます。

よって、本報告につきましては非公開とすることといたします。

傍聴の皆様、申し訳ありませんが、ご退場いただきますようによろしくお願いいたします。

(以下、非公開報告)